

広報紙

水

レ

タ

一

Water Letter

令和4年7月

vol.89

水道料金のお支払い方法について

口座振替でのお支払い

口座振替日にお客様ご指定の口座から振替させていただきます。



● 口座振替申込みのお手続き

春日市内、那珂川市内の取扱金融機関窓口に置いています、水道企業団の水道料金等口座振替依頼書でお申込みいただけます。

持参するもの

- ・お客様番号がわかるもの（水道使用量のお知らせなど）
- ・預金通帳・口座のお届け印鑑

● 取扱金融機関

みずほ銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、佐賀共栄銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、福岡信用金庫、福岡県信用組合、筑紫農業協同組合、ゆうちょ銀行

納入通知書でのお支払い

指定の取扱金融機関、コンビニエンスストア、水道企業団料金課（那珂川出張所）窓口またはスマートフォン決済アプリでお支払いいただけます。

● 取扱金融機関

上記の取扱金融機関から、ゆうちょ銀行を除いた金融機関

● コンビニエンスストア（バーコードが表示されていない納入通知書はご利用できません。）

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップ、ポプラ、セイコーマート（北海道、関東のみ）

スマートフォン決済アプリでのお支払い

スマートフォンで納入通知書のバーコードを読み取り、お支払いすることができます。
※領収書は発行されません。領収書が必要な方は、各納付窓口でお支払いください。

● ご利用できるスマートフォン決済アプリ

- ・J-Coin請求書払い・楽天銀行コンビニ支払サービス・au PAY（請求書支払い）
 - ・LINE Pay請求書支払い・PayPay請求書支払い・PayB・銀行Pay（ゆうちょPay等）
- ※利用方法については、各アプリのホームページをご確認ください。

貯水槽の管理の徹底をお願いします

貯水槽水道とは？

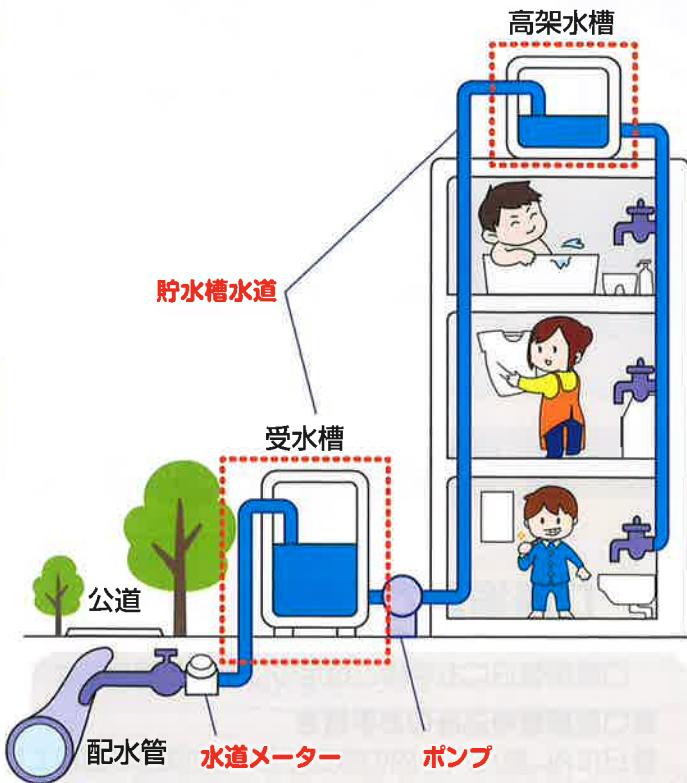
浄水場から送られてきた水道水をいったん受水槽に溜めて、ポンプで高架水槽に送って、階下に給水するか、または直接受水槽から圧送して給水する設備を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道で、安全な給水を行うために、受水槽及び高架水槽の定期的な清掃や水質検査などの管理が重要になります。

貯水槽(受水槽、高架水槽)の管理はされていますか？

水道法第34条の2では、受水槽の有効水量が10m³を超える施設(簡易専用水道)の設置者に対し、下記の表のとおり清掃などの適正な管理をし、定期的に検査を受けるよう義務づけられています。

また、10m³以下の施設(小規模貯水槽水道)の設置者も簡易専用水道と同様の管理に努める必要があります。



| | |
|-----------------------------|--|
| 貯水槽の清掃 | 1年以内ごとに1回定期的に行い、設置者自ら行うか専門の清掃業者に依頼しましょう。 |
| 貯水槽の点検 | 受水槽、高架水槽の状態やマンホールの施錠など点検を行い、不備なところは速やかに改善しましょう。また、地震、大雨など、水質に影響があると考えられるときには、点検をしましょう。 |
| 水質検査 | 設置者は、【色】【濁り】【におい】【味】のチェックを定期的に行いましょう。異常を認めた場合は水質検査を実施しましょう。 |
| 給水停止及び 水質異常時の 利用者への周知 | 人の健康を害する恐れのあるときは、直ちに給水を停止し速やかに利用者へ周知を行い、市役所環境課及び水道企業団施設課までお知らせください。 |
| 管理記録の保管 | 水槽の清掃、点検、水質検査などの結果記録について保管してください。情報提供を依頼する場合があります。 |

貯水槽水道の利用者に対する情報提供

当企業団では、貯水槽水道の利用者から水質等について相談があった場合、必要な調査を行い、その結果を利用者へ提供します。

※貯水槽水道の設置者とは建物の所有者または建物の所有者で組織する管理組合等

貯水槽水道の設置者は、入居者や使用者が「安全でおいしい水」を飲むために、管理点検を行いましょう。



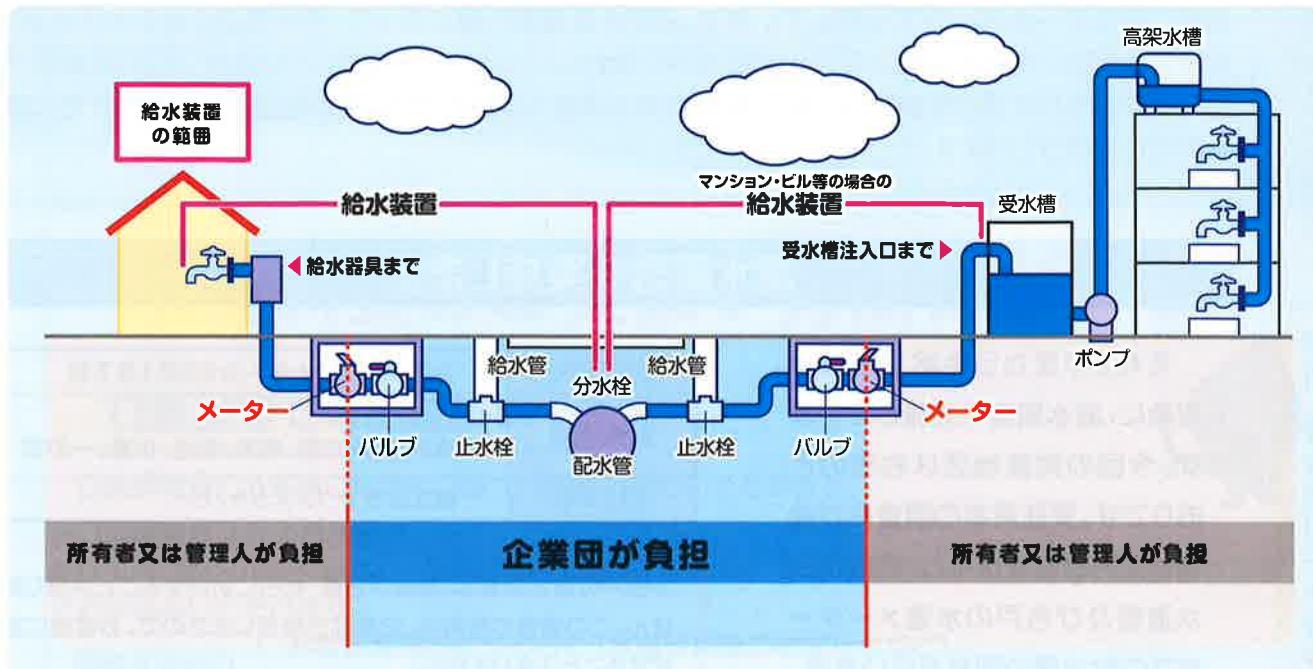
給水装置はお客様の財産です

給水装置とは?

企業団が道路に布設した配水管(水道管本管)から分かれて、家庭内まで引き込まれた給水管や、これに取り付けている蛇口などの給水用具を【給水装置】といいます。



また、受水槽が設置されている建物の場合は、受水槽への注入口までを給水装置といいます。



●給水装置の工事費用負担について

道路に埋められた配水管は企業団の所有物ですが、配水管から分かれた給水装置はお客様の財産です。この部分の新設、改造などの工事費用はお客様の負担となります。

●自然漏水時の修理費用負担について

配水管から水道メーターまで

企業団で修理費用の負担が可能です。ただし、容易に掘削・取壊し及び復旧ができない塀、樹木、タイル等、給水装置と直接関係がないものに関する工事は行っていません。
詳しくは企業団施設課(571-7003)までご連絡ください。

水道メーターの建物側から給水器具まで

お客様の費用負担になります。修理の際は指定給水装置工事事業者(企業団ホームページに掲載しています)へ修理を依頼してください。

※工事後のトラブルを避けるために

- ①なるべく複数の指定給水装置工事事業者から見積を取りましょう。
(見積りが有料の場合もあります。事前にご確認ください)
(漏水箇所が不明の場合は見積りができない場合もあります。)
- ②工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、
十分な説明を受けてください。



水質検査計画

水質検査計画とは？

水質検査計画とは、採水の場所や水質検査の検査項目、検査回数などを明記した計画のことと、水道法により年度ごとに策定し、公表することが義務付けられています。



●令和4年度水質検査計画の策定

企業団では、皆様に安心で安全な水道水をお届けするために、令和4年度水質検査計画を策定し、企業団窓口及びホームページで公開しています。この水質検査計画に沿って、浄水場から出る水道水が、国が定めた水道法に規定される51項目の水質基準に適合していることを確認しています。また、企業団では独自の水質管理目標項目を設定しており、残留塩素の濃度や臭気の強さ、色の程度などについて更に厳しい水質管理を行っています。

漏水調査を実施します

令和2年度から全給水区域を対象に、漏水調査を実施しています。今回の対象地区は右表のとおりです。受託業者の調査員が腕章と受託者証を携帯し、道路下の水道管及び各戸の水道メーターまでの給水管の調査を行います。

給水管の調査では検針と同じようにお客様の敷地内へ立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

| | |
|------|--------------------------------|
| 調査期間 | 令和4年11月上旬～令和5年1月下旬 |
| 調査場所 | (春日市内) 須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、一の谷 |
| 受託業者 | 株式会社テクノスジャパン |

※各戸の漏水調査は、夜間や日曜・祝日に訪問することはありません。この調査の費用は、企業団が負担しますので、お客様に請求することはありません。

また、集合住宅のお客様（企業団から直接料金の請求をしていない方）につきましては、企業団の管理するメーターまでの調査となります。

検針日等のお知らせ

| 期 | メーター検針 | 口座振替 | 納付書納期限 | 検針地区 |
|-------|------------|--------------|-----------|-----------|
| 奇数月検針 | 2期(6・7月) | 7月21日(木)～月末 | 8月31日(水) | 8月31日(水) |
| | 3期(8・9月) | 9月21日(水)～月末 | 10月31日(月) | 10月31日(月) |
| | 4期(10・11月) | 11月21日(月)～月末 | 1月4日(水) | 12月31日(土) |
| 偶数月検針 | 3期(7・8月) | 8月21日(日)～月末 | 9月30日(金) | 9月30日(金) |
| | 4期(9・10月) | 10月21日(金)～月末 | 11月30日(水) | 11月30日(水) |
| | 5期(11・12月) | 12月21日(水)～月末 | 1月31日(火) | 1月31日(火) |

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。

なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。



お問い合わせ先 浄水課 TEL 408-4649 / FAX 408-4651

お問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

お問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988